

長野県個人情報保護審査会が、保有個人情報の不開示決定に関する 諮問に対して、答申を行いました

長野県個人情報保護審査会は、長野県公安委員会からの保有個人情報の不開示決定に関する諮問に対して、答申しました。

今後、この答申を踏まえ、長野県公安委員会が審査請求に対する裁決を行うこととなります。

「車両検索システムで特定車両の所有者を検索した記録」の不開示決定の件

1 審査請求人の主張の概要

開示請求の対象記録は、審査請求人が警察に通報した特定の車両について、警察職員が行った車両の検索記録である。当該記録を審査請求人の個人情報でないとして、文書を特定せず不開示とした実施機関の決定は不当であり、文書を特定して開示することを求める。

2 審査会の結論

不開示決定は、妥当である。

3 答申の要旨

- 審査請求人及び実施機関の双方の主張から、通報車両は、審査請求人の所有車両でないことが認められる。
- 審査会において、車両検索システムに記録される項目を確認したところ、通報者である審査請求人の氏名等を記録する項目はなく、当該記録に審査請求人の個人情報が記録されていないとする実施機関の主張に不合理な点はない。

○長野県個人情報保護審査会の答申の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/soshiki/shingikai/ichiran/kojin-shinsa/toshin.html>



わたしの、私たちの長野県。

150th Anniversary 1876-2026

(問合せ先)

担当 総務部 情報公開・法務課 情報公開・文書管理係
 峰村、大村、松本、檀浦

電話 026-235-7059 (直通)
 026-232-0111 (代表) 内線 2282

F A X 026-235-7370

E-mail kokai@pref.nagano.lg.jp